平成２２年（フ）第１４０号
宮崎県延岡市大貫町３丁目3054番地２、住民票上の住所宮崎県延岡市野田町5113番地１
債務者　甲斐　博文
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１９４号
奈良市学園赤松町3644番地の１　ＡＭＰＬＥメゾン201号
債務者　高橋　育代
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８号
奈良市左京３丁目10番地の６　サニープラザＤ―202
債務者　三輪　浩平
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５号
奈良県天理市杣之内町373番地
債務者　石田つや子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４８号
広島県福山市幕山台２丁目30番31号　サンホワイト202、旧住所岡山県岡山市下中野310番地の110　エルム大元302
債務者　久銘次正次
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３８号
京都府亀岡市篠町柏原町頭14番地
債務者　藏永　信義
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
青森県むつ市大字田名部字南椛山26番地３
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
青森県上北郡東北町字上笹橋37番地88
債務者　久保田みん
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
福島県いわき市小名浜大原字原木田前177番地の１　市営住宅２―７
債務者　會田　純子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１４６０号
名古屋市天白区一つ山１丁目67番地　一つ山荘東Ｔ―５棟202号
債務者　梅屋　拓治
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６１号
名古屋市天白区一つ山１丁目67番地　一つ山荘東Ｔ―５棟202号
債務者　梅屋　鶴子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２８号
熊本市花園５丁目１番２―304号
債務者　吉田　貴雄
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２９号
熊本市花園５丁目１番２―304号
債務者　吉田美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３０４号
熊本市蓮台寺１丁目11番11―101号
債務者　米村　和美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７２号
北海道白老郡白老町字竹浦111番地８
債務者　佐藤トシコ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
埼玉県所沢市大字北秋津206番地の14　ブルーハイツ202
債務者　福島　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２１１号
名古屋市緑区鳴子町４丁目56番地　鳴子団地16棟304号
債務者　吉田九州男
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部